

令和 8 年度うるま市技能労働者育成支援事業実施要領

1. 事業名

令和 8 年度うるま市技能労働者育成支援事業

2. 事業期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3. 事業目的

本市及び沖縄県における産業構造において、建設業は地域経済の基盤を支え、雇用の受け皿として極めて重要な役割を担っている。本市においては、全就業者の約 1 割が建設業に従事しており、地域経済の基盤を支えるとともに、災害対応や社会インフラ整備を担う極めて重要な基幹産業である。

しかしながら、近年の建設需要が拡大する一方で、市内建設事業者においては、少子高齢化と若年入職者の減少に伴う深刻な担い手不足が喫緊の課題となっている。

本事業は、本市内における構造的な需給ギャップを解消し、市内建設業界における持続的な技能労働者の育成と雇用の安定化を図るため、資格取得等の支援による技術向上と、事業者との就職マッチングを一体的に実施するものである。これにより、求職者の円滑な入職と定着を促進し、もって本市建設産業の基盤強化および地域経済の持続的な発展に寄与することを目的とする。

4. 予算額

4,300,000 円以内とする。

5. 本要領の位置づけ

本要領は、うるま市技能労働者育成支援給付金支給要綱（令和 8 年 8 月 5 日うるま市告示第 135 号）（以下、「支給要綱」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

6. 給付金の受給資格

給付金の支給対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 日本国籍を有し、市の住民基本台帳に登録されている者。
- (2) 資格講習プログラムを欠席なく受講、参加することができる者。
- (3) 求職者又はうるま市内の建設事業所に勤務する者。
- (4) 市税の滞納がない者（本人）。
- (5) 給付金の支給申請時において 18 歳から 49 歳までの者。

7. 出張講習機関

令和 8 年度の事業対象となる出張講習機関は「一般社団法人 沖縄産業開発青年協会」とする。また、新規出張講習機関については、随時調整し、追加することとする。

8. 給付金の支給対象となる資格

給付金の支給対象となる資格は次に掲げる 4 種とする。

- (1) 小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- (2) 玉掛技能講習修了証
- (3) 車両系建設機械運転技能講習修了証
- (4) フォークリフト運転技能講習修了証

9. 支給額

給付金の支給額は、支給申請者が求職者の場合は次に掲げる費用の全額（10 分の 10）を給付、支給申請者がうるま市内の建設事業所に勤務する者の場合は次に掲げる費用の半額（10 分の 5）を給付するものとする。

- (1) 小型移動式クレーン運転技能講習受講料 23,600 円（税込）
- (2) 玉掛技能講習受講料 23,600 円（税込）
- (3) 車両系建設機械運転技能講習受講料
 - (ア) 従事経験無しの場合 51,900 円（税込）
 - (イ) 従事経験有り・普通免許無しの場合 33,900 円（税込）
 - (ウ) 従事経験有り・普通免許有りの場合 29,900 円（税込）
- (4) フォークリフト運転技能講習受講料
 - (ア) 従事経験無しの場合 44,200 円（税込）
 - (イ) 従事経験有りの場合 12,700 円（税込）

10. 支給方法

給付金の支給方法は、代理受領により本市から出張講習機関への口座振込により直接支払うものとする。

11. 給付金の対象外

次のいずれかに該当する場合は、給付金の支給対象外とする。

- (1) 資格講習プログラムを特別な理由なく途中で中断し、資格取得に至らなかった講習に係る受講費用。
- (2) 資格講習プログラムによらず受講した講習に係る受講費用。
- (3) 他の制度等により既に給付金を受け、又は給付金を受ける見込みがある講習に係る受講費用。

12. 資格講習プログラムの内容

資格講習プログラムは、給付金の支給対象となる資格の取得にかかる各講習及び合同企業説明会とする。なお、実施期日及び回数、定員数については、随時調整し、市が定めることとする。

13. 資格講習プログラムの一部免除

- (1) 給付金の支給対象となる資格の内、既に所持している資格がある場合は、当該資格の取得にかかる講習の受講を免除することとする。
- (2) うるま市内の建設事業所に勤務する者は、合同企業説明会への参加を免除することができる。

14. 申請受付期間

給付金の支給申請受付期間については、随時調整し、市が定めることとする。

15. 申請条件

- (1) 給付金の支給申請は、1 年度につき 1 回までとする。
- (2) 求職者又はうるま市内の建設事業所に勤務する者であること。
- (3) 国、県等からの同様の給付金を受けないこと。
- (4) 受講に必要な用具を申請者自身で準備できること。（作業着、安全靴、ヘルメット、その他市及び出張講習機関が指示するもの。）

16. 給付金の支給申請

給付金の支給を受けようとする者は、申請受付期間内に、技能労働者育成支援給付金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 写真付き身分証明書等の本人確認ができる書類（運転免許証、学生証等）。
- (2) 市内の建設事業所に勤務していることがわかる書類（在勤証明書、社員証等）。※うるま市内の建設事業所に勤務する者のみ
- (3) ハローワーク受付票（ハローワークカード）※求職者のみ
- (4) 求職状況および就業意向に関する申立兼誓約書（別紙1）※求職者のみ

17. 支給対象者の選定方法

- (1) 給付金の支給対象者の選定は、定員の範囲内において行うものとする。
- (2) 支給対象者の選定にあたっては、求職者を優先するものとし、要件を満たす求職者からの申請を原則として先着順（申請受付日時の早い順）により選定する。
- (3) うるま市内の建設事業所に勤務する者からの申請についても、申請受付期間において随時受け付けるものとするが、支給決定は、申請受付期間の終了時点において、前号に基づく求職者の選定数が定員に達していない場合に限り、その残枠（空き枠）の範囲内で行うものとする。この場合も、原則として先着順により選定する。

18. 給付金の支給決定

市長は、前項の申請書を受理したときは、申請者が給付金の支給要件に該当しているかを審査し、速やかに技能労働者育成支援給付金支給・不支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

19. 給付金の請求

給付金の支給決定の通知を受けた申請者は、技能労働者育成支援給付金請求書兼受領委任状（様式第3号）により給付金を請求するものとする。

20. 給付金の代理受領

- (1) 出張講習機関は、給付金支給対象者又は当該給付金支給対象者の保護者から給付金の代理受領の委任を受け、給付金の支払いを市長から受けるものとする。
- (2) 前号の支払があったときは、申請者に給付金の支給があったものとみなす。

21. 受領資格喪失の届出

給付金支給対象者は、給付金の受給資格に該当しなくなったときは、速やかに技能労働者育成支援給付金受給資格喪失届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。ただし、市長が認めた場合は、その限りでない。

22. 給付金の申請内容変更

- (1) 給付金支給決定者は、支給決定額に変更があるときは、速やかに技能労働者育成支援給付金変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、その限りでない。
- (2) 市長は、前項の申請を受理したときは、変更内容を審査し、支給決定額の変更を認める場合は、速やかに技能労働者育成支援給付金変更決定・不決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

23. 支給決定の変更又は取消し

- (1) 市長は、次のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。
 - (ア) 給付金支給決定者が虚偽その他不正な手段により給付金を受給したと認める

とき。

(イ) 支給要綱第 10 条の規定により受給資格を喪失したとき。

- (2) 前項の規定により支給決定を取り消す場合は、技能労働者育成支援給付金支給取消決定通知書（様式第 7 号）により、給付金支給決定者に通知するものとする。

24. 給付金の返還

- (1) 市長は、支給決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、その一部又は全部の返還を給付金支給決定者に命ずるものとする。
- (2) 給付金支給決定者は、前項の規定により市長から命令があったときは、給付金の一部又は全部を市長が別に定める日までに返還しなければならない。

問い合わせ先

〒904-2292

沖縄県うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号 うるま市役所西棟 1 階

うるま市 経済産業部 産業政策課 雇用労政係

TEL : 098-923-7611 e-mail : sangyou-ka@city.uruma.lg.jp

(別紙1)

求職状況および就業意向に関する申立兼誓約書

うるま市長 宛

【 事業名：令和8年度うるま市技能労働者育成支援事業 】

私は、本事業の申請にあたり、現在の求職状況および建設業界への就業意向について、以下のとおり相違ないことを申し立て、かつ同意いたします。

1. 現在の状況（いずれか1つに☑を記入してください）

- ☐ 現在、仕事に就いておらず、新しく仕事を探している（就職・転職活動中）。
- ☐ 現在、在職中（在学中・フリーター等を含む）であるが、転職を考えている。

2. 意向および同意事項（内容を確認し、同意のチェック☑を記入してください）

- ☐ 本事業を通じて資格を取得し、将来的に建設業界（建設関連企業など）への就職や転職、従事を視野に入れて仕事探しを行います。
- ☐ 本事業の終了後、事務局から実施される「その後の状況に関するアンケート（就職状況等の調査）」に回答します。
- ☐ 本書面の記載内容に虚偽はありません。

令和 年 月 日

【 申請者（本人）署名欄 】

住 所：_____

氏 名：_____